

高齢者に関する重大製品事故

公表日	管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県
平成19年5月28日	A200700010	平成19年3月末	平成19年5月23日	歩行補助車	704	株式会社幸和製作所	重傷1名	自宅近くで当該製品を押して、段差のないところを歩行中、車体が前に折りたたみ体ごと前に倒れて転び、腰骨にひびが入り1ヶ月以上の加療を要した。	広島県
平成19年6月26日	A200700161	平成19年6月9日	平成19年6月20日	階段移動用リフト	C-MAX C121 / U1	ナブテスコ(株)	重傷1名 軽傷1名	利用者を病院へ連れて行くため、操作トレーニングを受けていた家族が不在だったため、やむを得ずトレーニングを受けていない別の家族が、トレーニングを受けずに操作することが禁止されていることを知りながら操作し、階段を下降中に両者とも転落した。操作者が手の甲を複雑骨折し、利用者は軽傷を負った。	愛知県
平成19年6月27日	A200700168	平成19年6月13日	平成19年6月21日	車いす	6輪車E	日進医療器(株)	死亡1名	トイレにおいて、車いすに移乗する際に転倒し、車いすに戻ろうとした際、ふくらはぎが車いすのステップクランプ部分に引っ掛かり裂傷を負ったと推測され、出血多量のため死亡した。	福岡県
平成19年7月3日	A200700192	平成19年6月5日	平成19年6月28日	手すり(着脱式)	ED-5036DT GLD	矢崎化工株式会社	重傷1名	被害者が台所のドア部を通過する時に当該ドアに設置されている着脱式手すりを使用した際、手すりが脱落しないようロックをするピンを解除するような状態で手すりを握ってしまい、手すりが外れ、転倒し、左膝半月板を粉碎骨折した。ロック部分は容易に着脱操作が可能である一方、使用者の手の握り方によってはロックするピンが不意に解除されてしまう構造であり、ロック機構に設計上の配慮が不足していたこと、また顧客に対する製品販売時の操作説明が不十分であったことが原因と考えられる。	福岡県
平成19年7月5日	A200700198	平成19年5月23日	平成19年7月2日	車いす(入浴用)	KS10	(株)カワムラサイクル	死亡1名	利用者は要介護5で首が安定していない状態であった。利用者をベッドから当該製品へ移乗させる際に、足をフットレストに乗せようと高く持ち上げた時、後方に車いすごと転倒し、脳血腫により死亡した。	長崎県

公表日	管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県
平成19年6月12日	A200700101	平成19年5月10日	平成19年6月7日	介護ベッド用手すり	死亡1名	着衣がベッドの手すりの固定用ノブに引っかかり、頸部圧迫を起こし、窒息により死亡した。	兵庫県
平成19年8月3日	A200700281	平成19年7月4日	平成19年8月1日	歩行補助車	重傷1名	何らかの原因により、折りたたみロックが外れており、それに気が付かないまま当該製品を押して歩いていたところ、何かにぶつかった衝撃で製品が折りたたまれてしまい、しりもちをつき、大腿骨を骨折した。現在、原因を調査中。	三重県
平成19年8月31日	A200700350	平成19年8月19日	平成19年8月28日	段差解消機	死亡1名	自宅縁側に設置された当該製品の上で車いすに乗った状態で夕涼みをしていた。家族がその場を離れ1時間程して戻ってくると、車いすの左前輪が当該機器から脱輪しており、転落防止用のチェーンが利用者の頸部を圧迫していた。病院に運ばれたが、死亡が確認された。	岐阜県
平成1009年9月4日	A200700375	平成19年8月5日	平成19年8月31日	歩行車	重傷1名	自宅近くの道路で当該製品を使用して散歩中、何らかの理由でバランスを崩したため、当該製品につかまってバランスを保持しようとしたが、転倒した。	埼玉県
平成19年9月19日	A200700431	平成19年9月6日	平成19年9月14日	電動車椅子(ハンドル型)	死亡1名	当該機器に乗車中、踏切内で電車にひかれ死亡した。現在、原因を確認中。	大阪府
平成19年9月26日	A200700458	平成19年7月7日	平成19年9月21日	電動車椅子(ハンドル型)	死亡1名	当該製品で、下り坂を走行中に花壇縁石に乗り上げて転倒し、外傷性ショックで死亡した。現在、原因を調査中。	岩手県

事 務 連 絡  
平成19年10月30日

各都道府県障害福祉担当課（室）御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課地域生活支援室

障害者等における重大製品事故発生に関する  
注意喚起のお願いについて

平素より、障害保健福祉行政につきましては、格段の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

障害者等が使用する製品の内、障害者施策に位置づけられているものとして、補装具と日常生活用具があり、各市町村によって給付等の事業が実施されているところです。

今般、標記について経済産業省商務情報政策局より周知依頼がありましたので、別添の内容に留意しつつ、改めて補装具、日常生活用具の適切な利用がなされるよう、御理解・御協力いただくとともに、管内の市町村及び関係団体等に対しても注意喚起下さいますようお願いいたします。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課地域生活支援室社会参加支援係 電 話 03 - 5253 - 1111 (内3074) TEL 03 - 3503 - 1237
---